

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

令和6年12月20日

第4回 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

参考資料 1

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末→令和8年12月末）等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

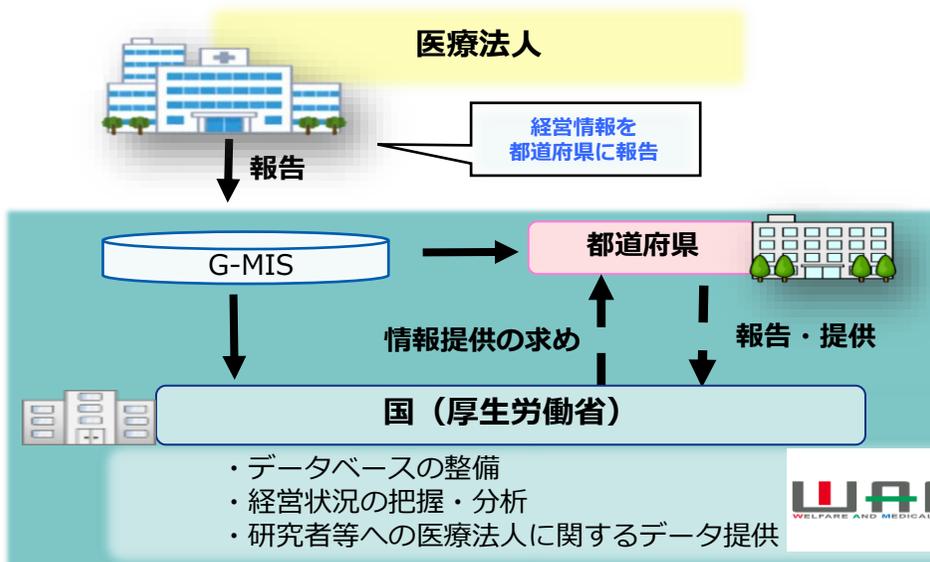
医療法人の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。

【施行日：①及び② 令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院・診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
〔収集する内容は省令以下で規定〕
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



- ① 医療法人は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、医療法人の活動状況等に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、医療法人に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- ④ データベースに記録された医療法人に関する情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。

医療法人の経営情報の調査及び分析 (R4.11.9「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書より)

事業報告書等（法人ごと）

- 事業報告書（名称、事務所の所在地、設立認可年月日、設立登記年月日、役員及び評議員、本来業務、附帯業務、収益業務）
- 貸借対照表
- 損益計算書

経営情報等（病院・診療所ごと）

- 医業収益**（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- 材料費**（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）
- 給与費**（役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）
- 委託費**（給食委託費）
- 設備関係費**（減価償却費、機器賃借料） ○**研究研修費**
- 経費**（水道光熱費）
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- 控除対象外消費税等負担額**
- 本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- 医業利益（又は医業損失）**
- 医業外収益**（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
- 医業外費用**（支払利息）
- 経常利益（又は経常損失）**
- 臨時収益、○臨時費用**
- 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）**
- 法人税、住民税及び事業税負担額**
- 当期純利益（又は当期純損失）**
- 職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数**(病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用)

赤文字の項目は、病院・診療所とも必須
 緑文字の項目は、病院・診療所とも任意
 青文字の項目は、病院は必須・診療所は任意

<職 種> 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員）

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築

これにより以下のような政策活用を見込む

- ・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- ・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討
- ・経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・医療従事者等の処遇適正化（改善）に向けた検討
- ・医療経済実態調査の補完

統計制度の二次利用（第三者提供）の仕組み

- ✓ 調査票情報の提供制度において、**公的機関等や公的機関等との共同研究を行う場合以外の申請者**（統計法第33条の2）は**原則オンサイトセンターにて情報提供を受ける**こととなっている。

提供類型	統計法 条文	対象	利用可能な場合	提供方法	利用者の義務
調査票情報の 提供	33条	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関等 ・公的機関等との共同研究を行う場合等 	<p>（公的機関等以外の場合）公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、以下の条件のいずれかに該当する場合に利用可能</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公的機関等からの委託又は公的機関等と共同して行う調査研究 (2) 公的機関等からの公募による補助を受けて行う調査研究 (3) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案等に有用であると認める場合又はその他同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める場合 	媒体での提供 又は オンサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・申出目的以外の利用の禁止 ・情報の適正管理義務 ・守秘義務
	33条の2	一般	<p>「学術研究の発展に資する統計の作成等」又は「高等教育の発展に資する統計の作成等」に該当かつそれぞれの利用条件を満たす場合に限り、調査票情報が利用可能。</p>	原則オンサイトセンター （利用申出手引きにて規定。 安全管理措置がオンサイ利用と同等と認められれば媒体提供可能）	<ul style="list-style-type: none"> ・申出目的以外の利用の禁止 ・情報の適正管理義務 ・守秘義務
委託による統計 （オーダーメイド集計）	34条	一般	<p>「学術研究の発展に資する統計の作成等」、「教育の発展に資する統計の作成等」又は「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）に規定された特定公共分野に係る統計の作成等」に該当し、それぞれの利用条件を満たす場合に限り統計成果物が提供可能。</p>	媒体での提供	<ul style="list-style-type: none"> ・申出目的以外の利用の禁止

統計制度の二次利用（第三者提供）の実施状況

提供類型	統計法 条文	対象	提供件数	※うちオンサイト センター利用
調査票情報の 提供	33条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関等 ・ 公的機関等との共同研究を行う場合等 	1139件 （うち公的機関等から委託を受けた調査研究 150件） うち公的機関等 989件	8件
	33条 の2	一般	（うち学術研究 2件） 2件	2件
委託による統計 （オーダーメイド集計）	34条	一般	（うち学術研究 3件） 3件	—

※令和5年度統計法施行状況報告より

統計法におけるオーダーメイド集計の再識別の防止策①

<賃金構造基本統計調査の仕様例>

統計法におけるオーダーメイド集計では、それぞれの統計調査であらかじめ集計可能な項目、集計可能な最小単位等が仕様書で設定され、申請者はその範囲で統計の委託を申請している。

賃金構造基本統計調査における「オーダーメイド集計」を行う際の仕様について

オーダーメイド集計を受託する際の仕様は、次のとおりです。オーダーメイド集計の利用を希望する方は、この仕様に基づき、「統計表作成仕様書」を作成の上、「統計の作成等の委託申出書」と併せて統計センターへ提出してください。

1 調査年次

平成 18 年～令和 5 年の調査データが利用可能です。

2 集計に使用するデータ

上記調査年次の個人票又は調査票データのうち、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び 5 人以上 9 人以下を雇用する民営事業所（5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）に雇用される常用労働者についてのデータです。

【平成 18 年～令和元年】個人票

【令和 2 年～】調査票

3 集計対象項目

集計対象項目及び各集計対象項目の表章単位は次のとおりです。なお、組合せ（クロス）は分類一覧から表頭、表側、欄外に配置する項目を選定します。

【平成 18 年～令和 4 年】（※一般労働者が対象。短時間労働者は対象外。）

一般労働者

- ・ 所定内実労働時間数 時単位（小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数表章）
- ・ 超過実労働時間数 時単位（小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数表章）
- ・ きまって支給する現金給与額 千円単位（小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表章）
- ・ 所定内給与額 千円単位（小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表章）
- ・ 年間賞与その他特別給与額 千円単位（小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表章）
- ・ 超過労働給与額 千円単位（小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位まで表章）
- ・ 労働者数 十人単位（小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数表章）

統計法におけるオーダーメイド集計の再識別の防止策②

【令和5年】（※一般労働者と短時間労働者が対象。）

一般労働者

- ・ 年齢 歳単位（小数点以下第2位を四捨五入し、0.5を加えて第1位まで表章）
- ・ 勤続年数 年単位（小数点以下第2位を四捨五入し、0.5を加えて第1位まで表章）
- ・ 所定内実労働時間数 時単位（小数点以下第1位を四捨五入し、整数表章）
- ・ 超過実労働時間数 時単位（小数点以下第1位を四捨五入し、整数表章）
- ・ きまって支給する現金給与額 千円単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 所定内給与額 千円単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 年間賞与その他特別給与額 千円単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 超過労働給与額 千円単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 労働者数 十人単位（小数点以下第1位を四捨五入し、整数表章）

短時間労働者

- ・ 年齢 歳単位（小数点以下第2位を四捨五入し、0.5を加えて第1位まで表章）
- ・ 勤続年数 年単位（小数点以下第2位を四捨五入し、0.5を加えて第1位まで表章）
- ・ 実労働日数 日単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 1日当たり所定内実労働時間数 時単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 1時間当たり所定内給与額 円単位（小数点以下第1位を四捨五入し、整数表章）
- ・ 年間賞与その他特別給与額 千円単位（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表章）
- ・ 労働者数 十人単位（小数点以下第1位を四捨五入し、整数表章）

「年齢」「勤続年数」「所定内実労働時間数」「超過実労働時間数」「きまって支給する現金給与額」「所定内給与額」「年間賞与その他特別給与額」「超過労働給与額」「実労働日数」「1日当たり所定内実労働時間数」「1時間当たり所定内給与額」は、いずれも労働者1人当たりの平均値です。分類一覧の「企業規模」から選択しない場合は、企業規模10人以上計（ただし、平成18年～令和元年における分類一覧の「役職」を選択している場合は、企業規模100人以上計）で集計します。

「超過労働給与額」は、「きまって支給する現金給与額」から「所定内給与額」を差し引いた額です。

4 結果の表章方法

労働者数は、小数点以下第一位を四捨五入し、十人単位で表章します。

集計対象となるサンプル労働者数が10人未満のセルは「-」とします。

5 その他

集計対象項目の組合せの数（クロス数）は、最大で表頭3次元、表側3次元、欄外3次元となります。

統計法におけるオーダーメイド集計の再識別の防止策③

- ✓ オーダーメイド集計の成果物は、**個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を施すこと**とされており、その場合に申請者が希望する成果が得られない場合がある旨、事前に契約している。

統計法第 34 条の規定に基づく委託による統計の作成等に係る厚生労働省事務処理要領

第3 オーダーメイド集計の実施

1 統計の作成等

(1) オーダーメイド集計の実施

調査所管部局は、審査解析室から「第2の5 依頼書等の受付及び手数料の受領」において契約成立の連絡があった場合は、委託申出書等に記載された内容、仕様等に基づき、オーダーメイド集計を実施する。

(2) 統計成果物の審査・秘匿

調査所管部局は、作成した統計成果物について結果内容の審査を行うとともに、個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を施す。

(3) 統計成果物の提供通知

調査所管部局は、上記「(2) 統計成果物の審査・秘匿」に係る確認が終わった統計成果物を承諾通知書に提示した提供時期の2日前までに、「統計成果物提供通知書」（様式第7号）を添えて、審査解析室に送付する。

委託による統計の作成等の契約約款

(免責)

第16条 委託申出者は、集計対象となる調査票情報が統計調査対象者の回答に基づくものであり、必ずしも項目間に論理的な整合がとれていないものがあることを了解するものとする。また、委託申出者が要望する統計成果物によっては結果精度が十分ではない場合や**受託者が必要な秘匿措置を講じる必要が生じる場合があるため、必ずしも委託申出者が期待する結果が得られないことがあることを了解するものとする。**

✓ 調査票情報は利用目的等に照らし、**必要な情報のみ提供**

調査票情報の提供に関する利用手引（令和6年2月厚生労働省）

（ウ）利用する調査事項（調査票情報の名称）

統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する調査票情報の項目（利用する可能性があるものや制御変数として利用するものを含む。）が特定できるよう記載することとし、項目が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、一覧表形式で記載する等により、円滑な審査及び的確な項目の抽出が可能となるよう、分かりやすく記載してください。

また、調査票情報提供窓口が、調査票情報を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）についても必要に応じて記載してください。

統計法における調査票情報の再識別の防止策①

- ✓ 統計法における調査票情報の提供にあたっては、**申請時に成果の秘匿処理について記載**させただけで、当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、**厚生労働省所管の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記**させることとしている。
- ✓ NDBデータの提供にあたっては、**公表物の基準を定め**、提供を受けた者に遵守を求めているとともに、**公表予定の研究成果（最終生成物）を厚生労働省へ報告し、公表前確認を受けることとしている。**

調査票情報の提供に関する利用申出手引（令和6年2月厚生労働省）

3 申出書類の提出

(2) 申出書の記載事項申出書には、次のアからクまでに掲げる事項について記載してください。

（ウ） 成果の公表の有無及び公表方法

a 公表

(a) 公表方法 発表予定の学会・大会の名称及び活動内容や掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌など、調査研究の成果を公表する方法を記載してください。

(b) **成果の秘匿処理** 申出書の内容に従って、**成果の秘匿処理について記載**してください。

(c) 公表物への注記 申出書の内容に従って、公表物への注記について記載してください。

b 非公表 成果を非公表とする場合、理由を記載してください。

第8 調査票情報の利用後の措置

2 研究成果等の公表

(2) 申出者における研究成果等の公表

ア 成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表してください。

また、**当該公表に当たっては、申出書に記載した秘匿措置を講ずるとともに、厚生労働省所管の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにしてください。**

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて調査票情報提供窓口ご連絡してください。

第7 研究成果等の公表

1 研究成果の公表

利用者は、NDB データによる研究成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。

公表前に、公表予定の研究成果（最終生成物）を厚生労働省へ報告し、確認・承認を求めること（以下「公表前確認」という）。

2 公表物の満たすべき基準

研究の成果の公表にあたっては、個別の同意がある場合等を除き、原則として、公表される研究の成果によって特定の個人又は医療機関等が第三者に識別されないよう、利用者は次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮すること。ただし、サンプリングデータセット、トライアルデータセット、通年パネルデータセットは作成時点でサンプリングを行って個人特定性を十分下げていることから、以下の（1）～（3）の公表形式の基準は適用しない。

（1）最小集計単位の原則

i) 患者等の数の場合

原則として、成果物において患者等の数が 10 未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし患者数が「0」の場合を除く）。また、集計単位が市区町村の場合には、以下のとおりとする。

- ① 人口 2,000 人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
- ② 人口 2,000 人以上 25,000 人未満の市区町村では、患者数が 20 未満になる集計単位が含まれないこと。
- ③ 人口 25,000 人以上の市区町村では、患者数が 10 未満になる集計単位が含まれないこと。

ii) 医療機関数 3 未満の場合

原則として、医療機関等又は保険者の属性情報による集計数が 3 未満となる場合でもマスキングは行わないこととするが、関係する情報と成果物を照合することにより特定の個人を識別することができる場合は、マスキングを行うこと（ただし患者等の数が「0」の場合は公表可能。）。

iii) ・ iv) （略）

（2）年齢区分

原則として、成果物における最も小さい年齢区分の集計単位は 5 歳毎とすること。100 歳以上については、同一のグループとすること。ただし、20 歳未満については、研究の目的に応じ、特に必要と判断される場合には、各歳別の集計を可能とする。

（3）地域区分

- i) 患者・受診者の住所地・居住地について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏又は市区町村とすること。
- ii) **医療機関等又は保険者の所在地について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏又は市区町村とすること。**
- iii) i)又はii)において市区町村で集計した場合は、保険者の特定を避けるため、保険者種別でのクロス集計を公表することは認めない。ただし、保険者の同意を得ている場合等はこの限りではない。

（4）死亡情報

- i) 死亡年月日の時分について、原則として成果物における最も短い時間区分の集計単位は2時間毎とすること。
- ii) 出生時体重について、原則として成果物における最も細かい体重区分の集計単位は100g 毎とすること。300g 以下と 4000g 以上については、それぞれ同一のグループとすること。
- iii) 同胞の数について、原則として出生数や出産数は4以上を同一のグループとし、多胎の数は3以上を同一のグループとし、死産の数は2以上を同一のグループとすること。